

令和6年度「実施計画 兼 まちづくり達成状況報告書」(事務事業点検シート)

課等名: 都市計画課

シート No.: 89-1 作成日: 2025.5/16

① 総合計画上の位置付けと事務事業の背景・目的と目標

後期基本計画	施策の大綱	V都市基盤の充実	事務事業の背景・目的		事務事業の目標	
	施策の目標	3快適な都市環境の整備を進める	1 背景 現在市内では約580件の空き家が確認されており、未確認も含めた実態数は1,000件以上と予想されています。これらを放置すると、災害時のリスクが高くなったり、治安の悪化につながる恐れがあります。また、空き家の所有者は遠方に住んでいることが多いため、実際に空き家を管理することが難しく、今後どのように扱ったらいいのか悩んでいる場合があります。 2 目的 空き家の管理・削減と同時に空き家の利活用を促進することで、市民と移住者にとってより良い住環境の整備を進めます。	1 防災・防犯の向上 老朽化した空き家の倒壊や不審者の侵入、放火等犯罪リスクの低減を図ります。 2 住環境・景観の維持 空き家の放置による景観の悪化や衛生問題(ゴミの不法投棄、害虫・害獣の発生)を防ぎ、快適な住環境の維持を図ります。 3 住宅市場の活性化・移住促進(別掲) 空家等バンク制度の活性化を図り、移住者や若年層向けの住宅供給を増やし、定住人口の増加を図ります。		
	施策	2住宅・宅地				
	施策内容	空き家の適正な管理の推進 空き家の可視化				
その他、根拠法令及び分野別計画等	市空家等対策計画(R5~R9)					
事務事業名	空家対策事業					

② アクティビティ(活動・事業)とアウトプット(結果)

③ インプット(投入)

アクティビティ(活動・事業)		アウトプット(結果)			インプット(投入)	
活動名・事業名(対象年)	R6活動・事業内容	指標(単位)	R6目標値	R7目標値	R6予算額	R6決算額
			R6実績値	R8目標値		
滞納者折衝(解消するまで)	行政代執行費用の滞納者に対し、納付を促すため折衝及び滞納処分を実施しました。(必要に応じ弁護士相談を予定していました。)	差押数(件)	1	1	88千円	0千円
特定空家の指導(解消するまで)	特定空家等の所有者等に対し、早期に解消するよう電話や直接訪問し指導を行いました。	指導数(回)	36	36	20千円	14千円
啓発活動による相談受付(R6・R8)	固定資産税納税通知書の封筒裏面に空き家に関する啓発文言を掲載し、相談者の掘り起こしを図りました。	問い合わせ数(件)	20	-	79千円	73千円
適正管理通知(R6・7・8)	管理が行き届いていない空き家等に対し、適正に管理するよう指導しています。	反応数(件)	40	40	千円	千円
空き家活用基盤構築事業(R6・7)	市内15地区のうち本年度は8地区、昨年度と合わせて13地区の全戸調査が終了し、発掘した空き家に対し、利活用を進めています。	調査の進行割合(%)	66	100	924千円	924千円
空家等対策協議会の開催(R6・7・8)	R5の法改正で新設された「管理不全空家等」を認定するための基準や「空家等管理活用支援法人」の要綱を定め、支援法人の募集を開始しました。	開催数(回)	2	2	60千円	53千円
条例施行規則の改正(R6)	R5の法改正に伴い改正した市条例に基づき、管理不全空家等に対しても適切に指導できるよう所要の改正を行いました。	-	-	-	千円	千円
空き家等管理事業者登録制度の運用(R6・7・8)	空き家の管理を行っている事業者を登録し、相談があった場合や適正管理通知文の中で、空き家所有者等に情報提供しています。	登録事業者数(件)	10	20	千円	千円
低未利用土地等の有効活用(R6・7)	地方部を中心に空き家等が増加する中、新たな利用者へ譲渡を促進するため、譲渡所得を控除し、更なる所有者不明土地の発生予防を図っています。	申請数(件)	10	5	千円	千円
					千円	千円

④ アウトカム(成果)

指標名	目標値	R6実績値
空き家問題解消数	50件(R9)	99件(R5・6)

⑤ 点検・改善

業務の振り返り	改善の余地			
適正管理に特化した係となったため、空き家所有者及び市民に対し、昨年度よりも迅速かつきめ細やかに対応することができました。法改正に伴い、条例や要綱等の整備も円滑に進めることができました。 一方、年々増加傾向にある相続放棄された空き家や所有者不明空き家については対応が困難でしたが、法改正を機に積極的に取り組んでいきたいと考えています。	<input checked="" type="checkbox"/> コスト	<input checked="" type="checkbox"/> 活動	<input type="checkbox"/> 成果	<input type="checkbox"/> その他
	今後の方向性			
	空き家所有者には、適正な管理の推進を図るため、管理事業者登録制度の周知を図り、適正な管理を推し進めると同時に、管理不全な空き家については、特定空家等に認定し、行政指導を行っていく方針です。 所有者がいない空き家については、適正な予算措置のうえ財産管理制度を積極的に活用し、本事業の最大の目的である「空き家の解消」を図りたいと考えています。			